

# 「独占禁止法基本問題」に関するコメント(概要) -望ましい抜本改正の方向性-

2006年8月1日  
(社)日本経済団体連合会  
経済法規委員会

## I. 基本的考え方

1. 適正手続、透明性、予見可能性が確保された仕組みの構築。
2. 手続の二重構造の解消。

## II. 望ましい法改正の姿

### 1. 公取委の審判の廃止

公取委が、審査・審判の両方を兼ねることへの不信感を払拭するため、公取委による審判を廃止し、公取委の行政処分への不服申立ては、裁判手続に委ねる。

### 2. 課徴金と刑事罰の併科の解消

違反行為に対する制裁は、法人に対する独占禁止法上の課徴金に一本化(法人・個人に対する独占禁止法上の刑事罰は廃止)するか、少なくとも法人については刑事罰を廃止し、制裁を課徴金に一本化することを検討すべき。

### 3. 課徴金制度の透明性、予見可能性の確保

法人に対して、独占禁止法上の課徴金に一本化することを前提に、公取委の裁量を極力排除し、制度の透明性、予見可能性を確保するため、

- (1)課徴金の法的性格について、「行政上の制裁」であることを明確に位置づける。
- (2)制裁金額の決定は、透明性、予見可能性のある基準を設定し、できる限り法律で明定。
- (3)制裁金納付命令の対象となる違反行為類型の範囲を、行為態様が様々な排除型私的独占や不公正な取引方法に拡大することは、制度の透明性、予見可能性を阻害。

### 4. 適正手続の下での正当な防御権の保障

公取委による審査手続において、適正手続の下で、事業者に正当な防御権が保障されるよう、弁護士等の立会権の付与や調査者に対する「供述拒否権の告知」の規定等を、新たに公取委の「規則」ではなく「法律」に規定。

### 5. 排除措置命令の在り方の見直し

どのような事案に対して、どのような排除措置命令を講じるか等、一定のルールの設定。

### 6. 違反行為のあった会社の代表者に対する罰則の適正な運用

現行独占禁止法でも、違反行為が行われた場合、当該法人および違反行為者に加えて、会社の代表者(役員)にも罰金刑が科され得る。そもそも、会社の代表者(役員)には、企業におけるコンプライアンスへの取組みの徹底が求められ、万一、このような取組みを怠り、会社に損害を生じさせた場合には、会社の代表者(役員)個人に対して、損害賠償責任の追及もなされ得る。会社の代表者に対する制裁の強化を論ずる前に、このような規定の運用状況を総合的に検証した上で、問題があれば、独占禁止法上の制度の実効的な運用方法の検討が先決。

### 7. 公取委が行う警告制度の見直し

不服申立てができず、名誉挽回方法のない「警告」では、社名の公表は廃止。

### 8. その他

- (1)団体訴訟制度は慎重に検討。
- (2)不公正な取引方法に対する措置の在り方の見直し(規制内容の適正化、明確化)。
- (3)公共調達における入札談合問題への対応は喫緊の課題。